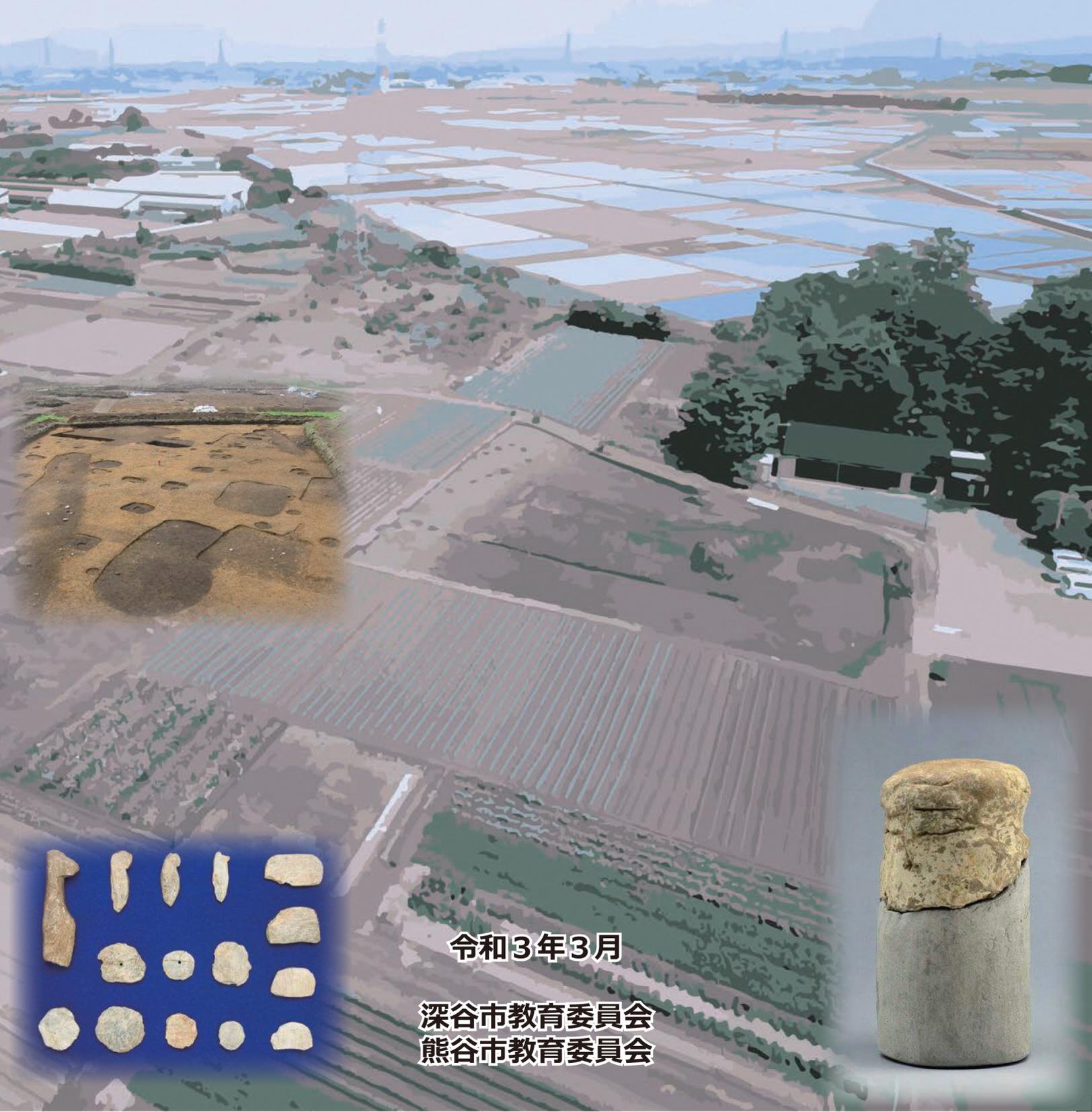


国指定史跡  
幡羅官衙遺跡群  
保存活用計画



令和3年3月

深谷市教育委員会  
熊谷市教育委員会



## 序

深谷市と熊谷市にまたがる「幡羅官衙遺跡群」は、長年の発掘調査によって確認された数多くの遺構から、古代武蔵国幡羅郡家とそれに伴う祭祀遺跡であることがわかり、遺跡の保存状態が極めて良好で、多様な構成要素が明らかになった点などが高く評価され、平成30年2月に国指定史跡となりました。

史跡名にあります幡羅（ハラ）は、現在はハタラと呼んでいますが、当時の歴史を今に伝える地名であり、また、式内社である楡山神社など、当時のものが今に至るまで継承される例が多くみられます。本史跡が営まれた律令時代という時代は、まさに日本の原型が作られたともいえる時代であり、その時代における郡役所という地域の中心であった本史跡は、地域のみならず日本の歴史を考える上で欠くことのできない重要な歴史資料であります。

このたび、幡羅官衙遺跡群という全国に誇れる地域の宝を守り、活かし、継承していくため、『国指定史跡幡羅官衙遺跡群保存活用計画』を策定いたしました。現在、深谷市では、渋沢栄一翁や畠山重忠公など郷土出身の偉人や、それに関係する建造物や史跡が脚光を浴びており、多くの方々に足を運んでいただいておりますが、この史跡もまた、郷土愛を育み、地域の魅力を高め、そして地域の活性化につながるよう、皆様に親しんで頂ける史跡となることを目指してまいります。

今後、本計画に基づきまして、熊谷市とともに保存・活用・整備を推進していくこととなりますが、市民の皆様には、ご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、多大なご指導ご協力を賜りました幡羅官衙遺跡群保存活用計画策定委員会、文化庁、埼玉県教育委員会、そして地域の皆様へ心より御礼を申し上げます。

令和3年3月

深谷市教育委員会  
教育長 小柳 光春

## 序

埼玉県北部に位置する熊谷市は、丘陵、台地、低地と地形が変化に富んでいる上、関東を代表する2大河川である利根川・荒川が流れ、これら河川がもたらす肥沃な大地と豊かな自然が広がっております。このような自然環境のもと、本市には、先人たちの努力によって多くの文化遺産が脈々と引き継がれてきました。我々はこうした文化遺産を、次代へと継承し、豊かな熊谷市の礎としていかなければならないと考えております。

幡羅官衙遺跡群は、本市と深谷市にまたがる幡羅郡役所にかかる遺跡群で、古代地方郡役所の構造や立地を知る上で大変重要な遺跡であることから、2018（平成30）年2月13日に国史跡に指定されました。また、「郡家跡」、「祭祀場跡」、「寺院跡」から構成されており、これら3つの要素が有機的に機能していた郡役所は全国的にも大変貴重です。このうち、本市には祭祀場跡である「西別府祭祀遺跡」、寺院跡である「西別府廃寺」、郡家跡である「西別府遺跡」が所在しています。

指定後、本市及び深谷市は周知のため、特別展示、現地説明会、講座等の取組を行ってまいりました。そして、このたび、史跡の保存・活用方針を定めた『国指定史跡幡羅官衙遺跡群保存活用計画』を策定する運びとなりました。

今後は、この計画に基づき、深谷市とともに本史跡の保存、活用を推進し、市民の皆様に、国が誇る地域の宝である本史跡に愛着と誇りを持っていただけるよう様々な取組を実践するとともに、地域振興・観光振興への取組にも活用してまいりたいと考えております。

結びに、本計画策定にあたり、貴重な御意見、御指導をいただきました幡羅官衙遺跡群保存活用計画策定委員会、文化庁、埼玉県教育委員会、そして地元関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

令和3年3月

熊谷市教育委員会  
教育長 野原 晃

## 例言

- 1 本書は、埼玉県深谷市東方及び熊谷市西別府に所在する史跡幡羅官衙遺跡群の保存活用計画である。
- 2 本計画の策定は、深谷市教育委員会及び熊谷市教育委員会が事業主体となり、令和元・2年度の2か年にわたり国庫補助事業として実施した。
- 3 本計画の策定にあたっては、「史跡幡羅官衙遺跡群保存活用計画策定委員会」を設置し、文化庁文化財第二課及び埼玉県教育委員会文化資源課の指導・助言を受け実施した。
- 4 策定委員会の委員については、第1章第2節に記してある。
- 5 本計画の策定にあたっては、深谷市教育委員会文化振興課及び熊谷市教育委員会社会教育課が執筆・編集を行い、業務の一部を有限会社歴史環境研究所に委託した。
- 6 本書表紙の題字は、熊谷市文化財保護審議会委員の黛千羽鶴氏に依頼した。

# 目次

<b>第1章 保存活用計画策定の目的と経緯</b> .....	<b>1</b>
1-1 保存活用計画策定の目的と構成.....	1
1-2 保存活用計画策定の経過.....	2
1-2-1 委員会の設置.....	2
1-2-2 審議等の経過.....	3
1-3 他の計画との関係.....	5
1-3-1 関連計画.....	5
1-3-2 主な関連法令.....	9
1-4 計画の対象範囲と期間.....	11
1-4-1 計画の対象範囲.....	11
1-4-2 計画の期間.....	12
<b>第2章 史跡幡羅官衙遺跡群の概要</b> .....	<b>13</b>
2-1 史跡指定に至る経過.....	13
2-2 指定内容.....	14
2-2-1 指定告示.....	14
2-2-2 指定説明.....	14
2-2-3 追加指定告示.....	17
2-2-4 追加指定説明.....	17
2-2-5 管理団体告示.....	18
2-3 指定地の範囲と地番.....	19
<b>第3章 史跡幡羅官衙遺跡群を取り巻く環境</b> .....	<b>25</b>
3-1 深谷市と熊谷市の市勢.....	25
3-1-1 市勢概要.....	25
3-1-2 人口.....	25
3-1-3 土地利用と景観.....	26
3-1-4 産業.....	28
3-1-5 観光.....	29
3-2 自然環境.....	30
3-2-1 地形.....	30
3-2-2 地質.....	31
3-2-3 気象.....	33
3-2-4 災害.....	34
3-2-5 植生.....	36
3-2-6 動物相.....	38
3-3 歴史的環境.....	39
3-3-1 古墳時代以前の様相.....	39
3-3-2 古代幡羅郡の様相.....	40
3-3-3 中世以降の様相.....	46
3-4 社会的環境.....	49
3-4-1 土地利用と景観.....	49
3-4-2 交通アクセス.....	52
3-4-3 歴史文化遺産.....	53
3-4-4 主な文化施設と観光資源.....	60

<b>第4章 史跡幡羅官衙遺跡群及び関連遺跡の発掘調査概要</b> .....	<b>62</b>
4-1 幡羅官衙遺跡の発掘調査成果 .....	62
4-1-1 調査などの経過と方法 .....	62
4-1-2 評家成立段階の遺構・遺物 .....	64
4-1-3 郡家の遺構・遺物 .....	65
4-1-4 その他の時代の遺構・遺物 .....	72
4-2 西別府祭祀遺跡の発掘調査成果 .....	73
4-2-1 調査などの経過と方法 .....	73
4-2-2 調査成果の概要 .....	75
4-3 史跡隣接地区における関連遺跡の発掘調査概要 .....	77
4-3-1 西別府遺跡の調査成果の概要 .....	77
4-3-2 西別府廃寺の調査成果の概要 .....	79
4-3-3 下郷遺跡の調査成果の概要 .....	81
4-3-4 大竹遺跡の調査成果の概要 .....	82
4-4 幡羅官衙遺跡群及び周辺関連遺跡の変遷 .....	83
<b>第5章 史跡幡羅官衙遺跡群の本質的価値</b> .....	<b>85</b>
5-1 幡羅官衙遺跡群の価値 .....	85
5-2 史跡隣接地区の価値 .....	88
5-2-1 指定地外の幡羅遺跡・西別府祭祀遺跡の価値 .....	88
5-2-2 西別府遺跡の価値 .....	89
5-2-3 西別府廃寺の価値 .....	89
5-2-4 下郷遺跡と大竹遺跡の価値 .....	90
<b>第6章 史跡幡羅官衙遺跡群の現況と課題</b> .....	<b>91</b>
6-1 史跡幡羅官衙遺跡群の現況と課題 .....	91
6-1-1 保存 .....	91
6-1-2 活用 .....	91
6-1-3 整備 .....	93
6-1-4 運営・体制の整備 .....	94
6-2 指定地外の幡羅遺跡・西別府祭祀遺跡の現況と課題 .....	95
6-2-1 現況 .....	95
6-2-2 課題 .....	95
6-3 西別府遺跡の現況と課題 .....	95
6-3-1 現況 .....	95
6-3-2 課題 .....	95
6-4 西別府廃寺の現況と課題 .....	95
6-4-1 現況 .....	95
6-4-2 課題 .....	96
6-5 下郷遺跡・大竹遺跡の現況と課題 .....	96
6-5-1 現況 .....	96
6-5-2 課題 .....	96
<b>第7章 大綱・基本方針</b> .....	<b>97</b>
7-1 大綱 .....	97
7-2 基本方針 .....	97

<b>第8章 保存</b> .....	<b>98</b>
8-1 保存の方向性.....	98
8-2 保存の対象範囲及び地区区分.....	98
8-2-1 史跡指定地の地区区分.....	99
8-2-2 史跡隣接地の地区区分.....	99
8-3 各地区の構成要素.....	103
8-4 保存の方法.....	105
8-4-1 地区区分別の保存.....	105
8-4-2 史跡の具体的な保存の内容.....	106
8-4-3 史跡の構成要素別の保存.....	107
8-5 現状変更等の取扱基準.....	108
8-5-1 史跡の現状変更及び許可など.....	108
8-5-2 B地区・C地区の開発行為などの取扱い.....	110
8-6 追加指定と公有化.....	113
8-6-1 追加指定の方針.....	113
8-6-2 公有化の方針.....	113
<b>第9章 活用</b> .....	<b>114</b>
9-1 活用の方向性.....	114
9-2 活用の方法.....	115
<b>第10章 整備</b> .....	<b>118</b>
10-1 整備の方向性.....	118
10-2 整備の方法.....	118
10-2-1 史跡指定地.....	119
10-2-2 史跡隣接地区の整備.....	121
10-2-3 史跡と関わる周辺の遺跡や文化財などと連携した整備.....	122
10-2-4 段階的な整備.....	122
<b>第11章 運営・体制の整備</b> .....	<b>123</b>
11-1 運営・体制整備の方向性.....	123
11-2 運営・体制整備の方法.....	123
11-2-1 運営の内容.....	123
11-2-2 運営・体制整備の基本的な考え方.....	124
11-2-3 体制の段階的構築.....	125
<b>第12章 施策の実施計画の策定</b> .....	<b>126</b>
12-1 実施すべき施策の方向性.....	126
12-2 実施すべき主な施策.....	126
12-3 実施計画の総括表.....	127
<b>第13章 経過観察</b> .....	<b>129</b>
13-1 方向性.....	129
13-2 方法.....	129
参考資料.....	132